

京 都 大 学 大 学 院 教 育 学 研 究 科 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学大学院教育学研究科規程 (昭和28年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第3条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院法学研究科規程 (昭和28年達示第8号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第4条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院農学研究科規程 (昭和28年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第3条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院情報学研究科規程 (平成10年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第3条の2 博士後期課程において、通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第3条の2 博士後期課程において、通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院総合生存学館規程 (平成25年達示第29号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第3条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院公共政策教育部規程 (平成18年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第4条の2 通則第53条の15において準用する通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院経営管理教育部規程 (平成18年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第4条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における学生納付金に関する規程 (平成16年達示第63号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 } 2・3 } (略)</p> <p>4 通則第36条第7項の規定により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程</p>	<p>第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第4条の2 通則第53条の15において準用する通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第4条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第2条 } 2・3 } (同 左)</p> <p>4 通則第36条第8項の規定により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を履修することを許可された者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、当該長期履修学生として在学する期間（以下「長期在学期間」という。）の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。</p> <p>5～7 （略） （後 略）</p>	<p>を履修することを許可された者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、当該長期履修学生として在学する期間（以下「長期在学期間」という。）の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。</p> <p>5～7 （同 左）</p> <p>附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。</p>